

栃木県環境審議会条例

平成6年栃木県条例第22号
改正 平成8年栃木県条例第7号
平成11年栃木県条例第37号
平成12年栃木県条例第52号
平成18年栃木県条例第48号
平成21年栃木県条例第19号
平成30年栃木県条例第10号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、栃木県環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 審議会に、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の事務に係る事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 4 特別委員は、国の関係地方行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 特別委員は、前条第3項の規定による調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員（第2条第3項の規定による調査審議を行う場合にあっては、委員及び特別委員。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、会長の同意を得て知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 7 第5条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員（第2条第3項の規定による調査審議を行う場合にあっては、委員及び特別委員。次項において同じ。）」とあるのは「当該部会に属する委員、特別委員及び専門委員」と、同条第3項中「委員」とあるのは「委員、特別委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(幹事)

第8条 審議会に幹事を置き、県職員のうちから知事が任命する。

- 2 幹事は、審議会の所掌事務について、委員、特別委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境森林部において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。
(栃木県公害対策審議会条例の廃止)
- 2 栃木県公害対策審議会条例（昭和46年栃木県条例第26号）は、廃止する。
(栃木県公害防止条例の一部改正)
- 3 栃木県公害防止条例（昭和47年栃木県条例第8号）の一部を次のように改正する。
第67条中「栃木県公害対策審議会」を「栃木県環境審議会」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年8月1日から施行する。

(栃木県立自然公園条例の一部改正)

- 2 栃木県立自然公園条例（昭和33年栃木県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「栃木県自然環境保全審議会」を「栃木県環境審議会」に改める。

(自然環境の保全及び緑化に関する条例の一部改正)

- 3 自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「栃木県自然環境保全審議会」を「栃木県環境審議会」に改める。

(とちぎふるさと街道景観条例の一部改正)

- 4 とちぎふるさと街道景観条例（平成元年栃木県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「栃木県自然環境保全審議会」を「栃木県環境審議会」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。